

(別紙)

7月提供原稿案

JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して「第9次(2024～2026年度)JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第9次期間中(2024～2026年度)、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

第44回「合理的配慮はなぜ必要？ 障がいは「社会」にある」

今私たちが暮らす社会は、障がいのない人に合わせてつくられているので、障がいのある人にとっては当然生きづらい社会になってしまっています。例えば、建物や制度、商品など、障がいのある人が使うことが想定されていないため、障がいのある人が利用できなかったりするものがたくさんあります。合理的配慮とは、そういった社会の偏りについて、障がいのある人が障がいのない人と平等に、社会のさまざまなものを利用できるように行う調整・変更のことです。つまり、合理的配慮とは、障がいのある人への特別な優遇ではなく、個別の調整によりマイナスをゼロにする行為といえます。

かつて障がい(＝バリア)は個人の心身機能の障がいによるものと考えられてきました。しかし現在では、障がいは社会(モノ、環境、人の考え方など)と心身機能の障がいがいまってつくりだされている、つまり障がいは社会にあるという考え方になっています。合理的配慮とは、社会にある障がいを取り除く手段の一つとして理解されています。

合理的配慮の理念が広がっていくことで、この社会に暮らす多様な人が尊重される社会の実現につながります。また、誰もが自身のニーズを伝え、可能な解決策を話し合えるような社会の土台を築くことにも繋がる重要な概念です。